

「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」
に関する意見書

2009年（平成21年）1月16日
日本弁護士連合会

1 はじめに

政府は、「犯罪に強い社会の実現のための新たな行動計画」（案）（以下「行動計画案」と略称する。）を首相官邸のホームページに2008年11月17日付けで公表し、同月28日を提出期限としてパブリックコメントの募集を行った。同年12月22日には、行動計画案に若干の事項を加えたのみで、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」（以下、「行動計画2008」と略称する。）を犯罪対策閣僚会議において策定した。

行動計画2008は、2003年に策定された「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」の改訂版である。

その内容は、政府の国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部が2004年12月10日に策定した「テロの未然防止に関する行動計画」の内容も取り込んで犯罪対策全般に及ぶ広範なものである。また、各省庁ではなく内閣総理大臣の下で内閣官房が実務の中心を担ういわばトップダウンの方法で各省庁の今後の治安関係施策の大枠を決定するものであり、これらの意味において、今後の政府の犯罪対策に大きな影響を及ぼすものである。

このような政府全体の施策の大枠を決定づける重要な行動計画案の策定過程においては、その内容の当否を広く世論に問うべきところ、パブリックコメントの募集がなされたのみであり、その募集についてもホームページ掲載以上の周知措置が採られた形跡はない。

当連合会は、本意見書において、政府に対して、策定された行動計画2008を早期に抜本的に見直すことを求めものである。

2 行動計画2008に対する基本的な考え方と法制度の改正などに関連する重要項目についての当連合会の意見

(1) 犯罪対策、テロ対策と犯罪者の処遇にあたっての基本的な視点

まず、犯罪対策、テロ対策についての基本的な視点として、以下の点が踏まえられなければならない。

当連合会は、第50回人権擁護大会（2007年11月2日）における「人権保障を通じて自由で安全な社会の実現を求める宣言」において、以

下のとおり宣言している。

「テロや犯罪を生まない社会の実現を目指さなければならないことは言うまでもない。しかし、国際社会で確立された基本的人権の保障は、それが世界における正義及び平和の基礎であるからこそ、承認されてきたものである。また、犯罪の背景には、差別や貧困、少年時の被虐待経験などが存在し、テロについても、差別や貧困、言論・表現の自由の保障を基礎とする民主的政治過程の欠落などと深い関係がある。したがって、テロや犯罪の根絶のためにも、社会への監視を強める結果、外国人などの少数者を疎外して相互不信の連鎖を招くのではなく、自由権をはじめとする人権の保障を徹底することを通じてすべての人の共生を実現することこそが、今、求められている。」

「テロや犯罪の防止のために必要であるとする施策について、どのような法益が、どのような具体的蓋然性をもって危険にさらされているのかを客観的に分析して真に必要な施策であるかを判断し、必要があるとしても人権の制約が必要最小限かつ明確な基準によるものかなどを厳しく吟味すること」が求められる。

また、当連合会は、2006年9月15日付け「『更生保護のあり方を考える有識者会議』報告書に対する意見」及び2007年3月22日付け「更生保護法案に対する意見書」を公表しているところであるが、その趣旨に沿って、以下の指摘をすることができる。

即ち、「犯罪者を生まない社会」は罪を犯した人たちについて、それぞれが犯罪に至った背景や原因を探り、再び犯罪に至らないための有効かつ適切な手立てを講じ、彼らを社会の一員として迎え入れる社会である。刑務所出所者の再犯防止は、まさに改善更生のための取組そのものといえる。犯罪者を隔離・統制し、出所者等を再び罪を犯す予備軍とみなすアプローチでは、改善更生は図れない。そもそも「拘禁」は、個人を家族や勤務先を含む外部社会から切り離すことであり、拘禁期間が長ければ長くなるほど、社会復帰への障壁は高くなる。それゆえに拘禁は、他の手段では目的を達することができない場合にとられるべき最終的な手段であり、いったん拘禁した後には、施設内での処遇を充実化するとともに、拘禁を解き社会生活へ移行させるための努力が不断になされなければならないのである。

真に犯罪に強い社会を構築しようとするのであれば、犯罪捜査と裁判の過程で、当事者の人権が十分保障され、刑罰の適用に当たっても、拘禁刑に頼らず、社会内での処遇を充実すること、また、それを受け入れる社会

的素地を築くことが第一に重要である。

個々の施策の前に、人権保障と調和的な犯罪捜査のあり方、刑事裁判のあり方を確立し、また社会全体で罪を犯した人たちの改善更生を支援するという共通認識を作り上げることこそが肝要であり、政府はそのために最善の努力をするべきである。

(なお、「人権保障を通じて自由で安全な社会の実現を求める宣言」全文は、http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/hr_res/2007_1.html
「『更生保護のあり方を考える有識者会議』報告書に対する意見」全文は、http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/data/060915_2.pdf
「更生保護法案に対する意見書」全文は、<http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/070322.html>
をそれぞれ参照されたい。)

(2) 国際組織犯罪防止条約関連

行動計画2008は、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約の締結に向けた法整備」(26頁)において、「近年急速に複雑化・深刻化している国際組織犯罪に適切に対処するため、平成15年9月に発効した国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約について、我が国においても、本条約の締結に伴う法整備を早期に完了させ、本条約の速やかな締結を目指す。」としている。

しかしながら、当連合会は国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約の批准自体には賛成であるが、そのためには、政府の提案している条約刑法とりわけ共謀罪規定の新設は必要ないという立場である。

同条約5条は組織犯罪集団の関与する重大な犯罪について、未遂に至るよりも前の段階で処罰可能とするための法制度の整備を求めているが、わが国の刑法・特別法上の予備罪、共謀・陰謀罪、組織犯罪処罰法、暴対法、ピッキング防止法その他の特別法規を総合すれば、わが国において組織犯罪集団の関与する重大な犯罪について、未遂に至るよりも前の段階で処罰可能とする法制度は既に広く整備されており、政府の提案している条約刑法とりわけ共謀罪規定の新設を待つことなく、条約の批准を行うことが可能である。

(2006年9月14日付け「共謀罪新設に関する意見書」

<http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/060914.html>)

(3) FATF関連

行動計画2008は、「FATF相互審査を踏まえたマネー・ローンダリング等対策の強化」（29頁）において、「平成20年に実施された金融活動作業部会（FATF）相互審査の結果等を踏まえつつ、マネー・ローンダリング等対策を強化するため、関係省庁が連携して、特定事業者による顧客管理の改善を含め、必要な制度の改正及び運用の見直しを推進する。」としている。

FATFは、日本でも弁護士に疑わしい取引の届出を導入すべきとしている。しかし、当連合会は、FATF審査団との会議の冒頭、平山正剛日弁連会長（当時）から述べたように、我々は、疑わしい取引の届出は認めないことを明言してきた。この方針は、今回のFATFの評価を受けても変える必要はないものとする。したがって、提言の述べている「特定事業者による顧客管理の改善を含め、必要な制度の改正及び運用の見直しを推進する」には、弁護士を含む法律職に対する疑わしい取引の届出制度の導入は含まれないものと理解する。なお、当連合会が疑わしい取引の報告制度に反対することは繰り返し述べてきたが、当連合会は、今後とも日本の弁護士が犯罪収益の移転に手を貸したり、それに利用されることのないよう、「依頼者の身元確認及び記録保存等に関する規程」を実効性をもって確実に実施していくこととする。そのために、当連合会ホームページのトップページに「身元確認にご協力を」のコーナーを設け、会員と依頼者への身元確認制度の周知徹底を図っているだけでなく、会員研修においても繰り返し規程の解説を取り上げ、本年度は通常は有償の研修を、この研修に限って無償とするなど、周知のための特段の努力を払っていることを申し添える。

（4）サイバー犯罪条約関連

行動計画2008は、「サイバー犯罪に関する条約の締結に向けた法整備等の推進」（35頁）において、「情報技術分野の急速な発達に伴い急増したサイバー犯罪に適切に対処するため、平成16年7月に発効したサイバー犯罪に関する条約について、我が国においても、法整備を早期に完了させ、速やかな締結を目指す。」としている。

しかしながら、当連合会は、2004年4月17日付け「サイバー犯罪に関する条約の批准に関する意見書」

(http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/2004_23.html)において、「サイバー犯罪に関する条約（以下、「サイバー犯罪条約」という。）は、人権保障の観点から、国民のプライバシーや通信の秘密に対する重大

な制約となる危険性が大きく、その影響は極めて重大である。したがって、当連合会としては、十分な議論がなされないまま同条約を批准することには反対せざるを得ない。仮に、サイバー犯罪条約を批准するとしても、人権保障の観点から、少なくとも、各条項ごとに認められた条件の付加や留保を最大限に行うべきである。」との意見を述べているところである。

また、そのための国内法整備についても、当連合会は、2003年7月18日付け「ハイテク犯罪に対処するための刑事法の整備に関する意見」(http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/2003_38.html)において、その一部（不正指令電磁的記録等作成等の罪の新設等、電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体からの複写及び保全要請等）については反対の意見を述べるとともに、電磁的記録に係る記録媒体の差押えの執行方法及び記録命令付き差押えについて修正意見を述べているところである。

なお、この法整備については、共謀罪の新設を含む「犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」として国会に上程され、継続審議となっているが、共謀罪の新設をめぐる野党の強い反対もあり、最近では、衆議院法務委員会での審議すら行われていない状況にあり、それを踏まえて、「法整備を早期に完了させ」と述べていると考えられるが、サイバー犯罪の国内法整備についても上記のような問題があり、国会において十分な審議が行われるべきであり、「早期に」という点を殊更に強調すべきではない。

したがって、法整備については、当連合会の意見を踏まえた削除ないし修正がなされるべきであるし、サイバー犯罪条約の締結（批准）については、必要な条件の付加や留保を付した上で慎重になされるべきである。

(5) テロ対策関連

行動計画2008は、「国民の理解と協力を基盤とした総合的なテロ対策の推進」（36頁）において、「国、地方自治体及び関係機関が緊密に連携し、総合的なテロ対策を推進するとともに、国民の理解と協力を得て、官民が一体となって、『あらゆるテロを許さない』という共通理念の下、テロに強い社会の実現を目指す。そのために必要な諸制度について、諸外国の法制も参考としつつ、検討を進める。」としている。

しかし、テロの防止に関して、当連合会の基本的意見は、前記「人権保障を通じて自由で安全な社会の実現を求める宣言」において宣言するとおりであり、国及び地方自治体がテロや犯罪の防止のためであるとして進め

る施策についても、基本的人権の尊重と自由の保障が劣位なもの、副次的なものとして扱われたり、精神的自由などが萎縮させられたりしないように構想され、取り組まれるべきであるとの見地が必要である。

(6) 外国人の入国審査・在留管理について

行動計画2008は、「事前報告情報等の効果的活用・資機材の整備等」(37頁)において、「テロリスト等の入国阻止に向けて、外国人の個人識別情報を用いた上陸審査のより効果的な運用並びに航空機及び船舶の長からの事前報告情報等のより効果的な活用のため、必要な態勢整備を検討するとともに、航空機及び船舶の乗員で、乗員上陸許可を受けて上陸している者の本人確認をよりの確に行うため、旅券又は乗員手帳の携帯の義務付け等について検討を進める。また、偽変造文書鑑識機器の整備や入国審査官の鑑識能力の一層の向上により、更に厳格な入国審査を推進する。」としている。

しかしながら、当連合会は、外国人の入国時に個人識別情報の提供を義務付ける制度については、プライバシー権ないし自己情報コントロール権の制約にあたるものであるから、テロや犯罪防止などとの関係でその必要性や効果の有無、より制限的でない方法の有無など、その採否を含めて慎重に検討すべきであり、仮にこのような制度を導入するとしても、指紋情報提供の義務化は、憲法13条や品位を傷つける取扱いの禁止(自由権規約7条)に抵触するものであるので採用すべきではない。また、特別永住者だけではなく、既に入国審査を経て在留資格を取得して在留している外国人が一時出国した後に日本に再入国するときなども、個人識別情報を提供すべき対象から除外すべきである。この観点から、2006年5月に行われた出入国管理及び難民認定法の改正は見直しがなされるべきである。

また、現行の市町村が行っている外国人登録制度を見直し、新たな在留管理制度を構築することについては、外国人のプライバシー権ないし自己情報コントロール権の保障及び外国人に対する差別的取扱いの禁止の趣旨から、取得する情報は必要最小限のものにとどめ、その情報の管理・利用についても同様の観点から厳格な規制を行うべきである。したがって、IC在留カード(仮称)を発行してその常時携帯を義務化すること、勤務先や学校等に外国人の受入れに関する報告義務を課すこと、並びにこれらの出入国情報や在留情報、警察庁・外務省その他関係機関から提供される外国人の情報を集中的かつ一元的に管理して情報を相互に利用することを可

能とする制度を構築することについては、反対である。

なお、この意見の詳細は、当連合会の2005年12月15日付け「外国人の出入国・在留管理を強化する新しい体制の構築に対する意見書」(http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/2005_69.html)を参照されたい。

(7) 情報収集機能とカウンターインテリジェンス機能の強化について

行動計画2008は、「テロの未然防止に向けた国内外における情報収集・分析機能の強化」(39頁)において、「情報関係省庁間の緊密な連携及び諸外国治安情報機関との情報交換の拡大等により、テロの未然防止に向けた情報収集・分析機能の強化・高度化を図る。また、テロの『兆し(きざし)』に係る情報の提供を確実に受けられるように、旅館・ホテル業者、爆発物原材料・毒劇物・病原体・毒素・放射性物質等の取扱事業者、インターネットカフェ事業者、海事・漁業関係者等の民間事業者に対する働き掛けをより強化する。」としている。

しかし、「国が、市民生活の細部にまで立ち入って個人の情報を取得・統合して個人の生活や思想を監視することを許すことにもなり、プライバシー権が侵害されたり、監視や規制をおそれる結果、民主主義社会を支える言論・表現の自由を萎縮させることとなる。さらに、地域社会における、多様性や寛容性が否定されて社会の分裂がもたらされるおそれもある。」(前記 当連合会「人権保障を通じて自由で安全な社会の実現を求める宣言」)

情報関係省庁間の緊密な連携及び諸外国治安情報機関との情報交換の拡大等を行う制度の構築にあたっては、憲法13条の個人の尊厳、幸福追求権の保障に含まれる自己情報コントロール権尊重の見地から、このような個人情報の統合、利用は、必要最低限のものに厳格に限定されるべきであり、特に警察などが市民の生活や思想を監視するために情報を利用しない制度とするべきである。また、そのために、国及び地方自治体などによる個人情報の取得、保管、利用に対する調査、是正命令などを行う権限を持つ、政府から独立した機関を設立することを建議すべきである(前記「人権保障を通じて自由で安全な社会の実現を求める宣言」)。

また、政府が、旅館・ホテル業者による外国人宿泊客の本人確認を実施するに当たっては、その目的・要件などを法律で明確に定めるべきである。民間事業者に任意の情報提供を求め得るのは捜査上の必要性がある場合に限られるのであり(刑事訴訟法197条2項)、プライバシー権保障の観

点からも安易な情報提供を認めるべきではない。さらに、外国人のプライバシー権ないし自己情報コントロール権の保護の必要性から、旅券の写しを旅館業者に保管させたり、外国人宿泊客から取得した全ての情報の警察等への提供を義務付けるなどの取扱いをしないものとするべきである（前記「外国人の出入国・在留管理を強化する新しい体制の構築に対する意見書」）。

(8) 留置場と取調べ施設整備について

行動計画2008は、「留置施設の整備と留置業務の効率化の推進」（43頁）において、「留置施設の過剰収容の緩和・解消を図り、被留置者の適正処遇を推進するため、留置施設及び留置保護室の整備を推進する。また、留置管理業務を効率化するため、集中護送制度の導入とこれに必要な検察庁等における待機場所の確保等を図る。」としている。

しかしながら、過剰収容緩和のためには、被勾留者を本来的に収容する施設である拘置所を増設し、あるいはそもそも不必要な勾留を減らす措置を最優先の課題とすべきであり、留置施設を増設は行うべきではない。また当面の措置として、既存の大規模留置施設を拘置所に転換するための努力を行うべきである（以上につき、当連合会2006年3月16日付け「未決拘禁法案（刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律案）についての日弁連の意見」を参照されたい。

<http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/060316.html>）。

なお、既存の留置施設で保護室が整備されていない施設について、当面の措置として保護室を整備することや面会室を増設することなどは必要である。

また、行動計画2008は、「治安関係施設等の整備」において、「事案の真相究明に必要な取調べ環境を確保するため、警察署や検察庁等の取調べ室の改修等の所要の体制整備を着実に推進する」としている。

しかし、取調べ室の改修にあたっては、取調べの可視化（取調べの全過程の録画）を行う機材を備え、弁護人の立ち会いを可能とするスペースを確保すべきである。

(9) 取調べの録画について

行動計画2008は、「裁判への的確な対応 裁判員裁判への的確な対応」（47頁）において、「自白の任意性の効果的かつ効率的な立証のため、警察捜査における取調べ状況の一部録音・録画の試行を実施する。ま

た、『分かりやすい立証』の観点から、供述調書を含む各種捜査書類作成要領の検討・作成，公判廷における警察官の証言技術・能力の向上のための教育等を推進する。」としている。

しかし、取調べの一部録画・録音で自白の任意性立証などなしえないことは、これまで当連合会が繰り返し申し述べてきたとおりである。すなわち、一部録画・録音では録画・録音されていない部分の状況が明らかとならず、かえって取調べ過程全体の印象を誤らせるおそれのあること、及び、現在実施されているレビュー方式ないし読み聞かせ・レビュー方式の録画は、取調べの最終段階で読み聞かせや自白に至った経緯等を確認する場面を録画したものにすぎず、暴行・脅迫・利益誘導等により抵抗する気力を失った被疑者に有効に機能しないことは明白で、これでは自白の任意性を立証するどころか、違法取調べの存在を隠蔽することにしかならないのである。

取調べの適正化を図り、かつ、誤判を防止するためには、結局のところ、取調べの可視化（取調べの全過程の録画）を実現するしかない。行動計画2008では、「分かりやすい立証」の観点から、供述調書を含む各種捜査関係書類作成要領の検討・作成，公判廷における警察官の証言技術・能力の向上のための教育等を推進するとされているが、一部可視化の下でかかる取組をしたところで意味はなく、逆に違法取調べを追認し、冤罪を生み出すことにつながりかねないことを強く警告しておきたい。

3 行動計画策定のあり方についての当連合会の意見

(1) 犯罪対策の基本的枠組みを定める行動計画の重み

行動計画2008は、内閣官房が会議の庶務を担当する犯罪対策閣僚会議が策定し、その項目も様々な官庁の所管事項にまたがっており、その内容は文字通り政府としての今後の立法課題も含む犯罪対策の大枠を定めようとするものであると理解できる。

しかしながら、このような重大な計画について形式的なパブリックコメントの手続がとられただけであり、この計画について国会の関連する委員会で議論されたこともないようである。マスメディアに広報されたりもしていないようである。関係する官庁の間でどのような議論がなされたのかについても情報は公開されていない。

このような枠組み計画が策定されてしまうと、これに沿って、各省庁の立法提案や行政の運用が進められる運びとなり、政府内でこれに反する政策を策定することはきわめて困難となるものと考えられる。

このような重大な意義を持つにもかかわらず、行動計画2008が、このような拙速な手続に基づいて策定されたことには、重要な施策をとりまとめる際の民主主義社会における合意形成のあり方として重大かつ根本的な疑義がある。

ところで、行動計画2008は、パブリックコメント募集に応じた当連合会の意見及び本意見書の2において述べたとおり、全体を貫く統一的な視点においても、個々の事項においても法執行と人権保障の間の適切なバランスを欠いた多くの問題点を含んでいるといわざるをえない。

よって当連合会は、行動計画2008を、早急に、抜本的に見直すことが必要であると考えます。

行動計画2008の中でも、行動計画2008は「今後5年間を目途に」策定されたものであるとされ、他方、「必要に応じて検証・見直しを行う」ものとされている（「行動計画2008」2頁）。

については、行動計画2008の抜本的見直しと同時に、今後、行動計画2008を見直すにあたって、その見直し案策定の方法についても抜本的に改めるよう強く要望するものである。

(2) 日弁連「人権保障を通じて自由で安全な社会の実現を求める宣言」とあるべきテロ・犯罪対策立案の手続

当連合会は、第50回人権擁護大会（2007年11月2日）における「人権保障を通じて自由で安全な社会の実現を求める宣言」において、犯罪やテロの防止のための「施策は、国家権力の行使は謙抑的であることを求め、保護されるべき法益の侵害又はその具体的危険性が生じて初めて、一定の人権の制約が認められるという立憲主義的な人権保障の枠組みを、テロや犯罪の防止ないしは安全という名の下に突き崩すこととなりかねない。また、国が、市民生活の細部にまで立ち入って個人の情報を取得・統合して個人の生活や思想を監視することを許すことにもなり、プライバシー権が侵害されたり、監視や規制をおそれる結果、民主主義社会を支える言論・表現の自由を萎縮させることとなる。さらに、地域社会における、多様性や寛容性が否定されて社会の分裂がもたらされるおそれもある。」

「テロや犯罪を生まない社会の実現を目指さなければならないことは言うまでもない。しかし、国際社会で確立された基本的人権の保障は、それが世界における正義及び平和の基礎であるからこそ、承認されてきたものである。また、犯罪の背景には、差別や貧困、少年時の被虐待経験などが存在し、テロについても、差別や貧困、言論・表現の自由の保障を基礎とす

る民主的政治過程の欠落などと深い関係がある。したがって、テロや犯罪の根絶のためにも、社会への監視を強める結果、外国人などの少数者を疎外して相互不信の連鎖を招くのではなく、自由権をはじめとする人権の保障を徹底することを通じてすべての人の共生を実現することこそが、今、求められている。」とし、「当連合会は、国及び地方自治体がテロや犯罪の防止のためであるとして進める施策について、基本的人権の尊重と自由の保障が劣位なもの、副次的なものとして扱われたり、精神的自由などが萎縮させられたりしないように構想され、取り組まれるべきであるとの見地から」「テロや犯罪の防止のために必要であるとする施策について、どのような法益が、どのような具体的蓋然性をもって危険にさらされているのかを客観的に分析して真に必要な施策であるかを判断し、必要があるとしても人権の制約が必要最小限かつ明確な基準によるものかなどを厳しく吟味すること」を強く求めている。

さらに、その提案理由においては、「テロや犯罪の防止のために緊急かつ具体的な何らかの措置が必要である、と政策判断される場合にあっては、その措置は、基本的人権や自由が最大限保障される仕組みの下で構想されなければならない。テロ対策の名目であれば当然に目的の正当性が認められ、施策の内容を検討することを許さないという姿勢を排して、具体的に、どのような法益が、どのような蓋然性で侵害されようとしているのかを、客観的事実に基づいて検証をしなければならない。犯罪対策についても、『体感治安の悪化』などの抽象的な基準ではなく、具体的に発生している犯罪の罪種、その発生についての認知の方法、認知件数などを分析し、真に必要な施策か否かを検討すべきである。また、思想良心の自由・表現の自由などの人権の、とりわけ政治過程における重要性に鑑み、必要最小限の制約であるか、テロ対策の規制対象となる行為などの定義を含めて明確な基準を設けているかなどの厳格な審査基準を適用すべきである。また、拷問等禁止条約などによって保障される、拷問を受けない権利や拷問を受けるおそれのある地域への送還禁止原則（ノン・ルフールマン原則）などの絶対不可侵の権利の侵害のないことなど、その合憲性、適法性が厳しく吟味されなければならない。」としている。

(3) 根拠の明示と国会・市民セクターの意見を真に反映できる手続の保障を求める

行動計画2008に盛られている政策の中には、「振り込め詐欺の防止」や「刑務所出所者等の再犯防止」など、当連合会と方向性を共通にする部

分も認められる。他方で、市民のプライバシーの侵害、表現の自由の制限につながるとして強く反対してきた立法・施策も含まれている。

最大の問題は、これらの施策を必要とする根拠が具体的な事実の裏付けをもって説明されていない点が多く見受けられることである。当面行われるようとしている犯罪対策の強化は、その多くが市民の自由の制約を伴うものであるから、施策の必要性と有効性さらには弊害についてのバランスの取れた分析に基づいて、どの範囲でどのような施策を採ることが許されるか、望ましいかを、政府内でも開かれた審議会などの場で討論し、また国会の関連委員会での審議にも供して意見を求め、これらの議論が公開されている状況をもとに、市民のパブリックコメントを求めるなどの措置をとることが必要不可欠である。

ところが、行動計画2008については、その策定経過において、公開の審議会で議論された形跡もなく、国会のみならず弁護士会、市民団体などの意見を聞いたこともない。そして、わずか10日ほどのパブリックコメントによって、このような重大な計画を政府として決定することは、民主主義社会における市民の基本的な人権と密接に関連する犯罪対策のあり方を定める方法として、あまりにも拙速であるといわざるを得ない。

当連合会がパブリックコメントに応じた意見において述べ、また本意見書において述べるとおり、行動計画2008は、その内容からして、早急に、抜本的に見直されるべきものであるが、今後、行動計画2008を見直す過程において、公聴会、審議会、国会審議などを通じて更なる市民の意見の反映の機会を保障するように強く求めるものである。

4 結論

真に「犯罪に強い社会」を構築する行動計画を策定するのであれば、行動計画によって「社会への監視を強める結果、外国人などの少数者を疎外して相互不信の連鎖を招くのではなく、自由権をはじめとする人権の保障を徹底することを通じてすべての人の共生を実現することこそが、今、求められている」（前記「人権保障を通じて自由で安全な社会の実現を求める宣言」）のである。この行動計画2008によっては、国民の刑事司法に対する信頼に応え、犯罪に強い社会を作ることとはできず、むしろ監視社会化による相互不信の増幅、冤罪の多発などを引き起こし、かえって国民の刑事司法に対する不信を招きかねない。

2008年10月30日に公表された国際人権（自由権）規約委員会による総括所見も、日本政府に対して、代用監獄制度の廃止、取調べの可視化（取

調べの全過程の録画) , 取調べの時間制限, 取調べの弁護人の立ち会い, 起訴前保釈, 捜査関係証拠開示などの総合的な刑事司法制度の改革を求めている。

行動計画2008は, 本意見書において当連合会が述べたような犯罪・テロ対策と市民の人権のバランスに配慮した提案を重視して, 早急に全面的に見直されなければならない。さらに, 当連合会が強く求めてきた取調べの可視化(取調べの全過程の録画)こそが自白の任意性の効果的かつ効率的な立証のために極めて重要である。裁判員制度の実施を控え, このような刑事司法における総合的な人権保障に関する制度的な改革を実行することこそが国民の刑事司法への信頼を強める途である。最後に人権保障なくして犯罪に強い社会の実現もあり得ないことを強く指摘しておきたい。

以 上